

## 信託型ストックオプションの取扱い開始に関するお知らせ

株式会社山田エスクロー信託  
代表取締役社長 篠笛 弘一

株式会社山田エスクロー信託は、このたび信託型ストックオプションの取扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. スtockオプションとは

ストックオプション（Stock Option、以下「SO」という。）とは、新株予約権の一種であり、株式会社の従業員や取締役等が、自社の株式を、事前に決められた価格（以下「権利行使価格」という。）で取得できる権利です。

SO取得者は、将来株価が上昇した時にSOを行使し（会社の株式を権利行使価格で取得）、株式を売却することにより、権利行使価格と時価の差額（価格上昇分）を利益として獲得することができます。

従業員等のモチベーション向上により会社の業績アップに資するほか、優秀な人材獲得にも有益な制度であり、IPO（上場）を目指すスタートアップ、ベンチャー、中小企業での導入が増えております。

#### 2. 信託型ストックオプションの仕組み・メリット

##### (1) 仕組み

信託型ストックオプションは、SOを直接従業員等に割り当てるのではなく、信託会社にプールしておき、将来のしかるべき時期に発行会社の指定した従業員等に付与するという信託スキームを活用した報酬制度です。

##### (2) メリット

###### ① SO付与対象者を後決めできる

信託型でないストックオプションとは異なり、今後入社する従業員等を付与対象者とすることが可能です。大きなインセンティブ効果が見込まれます。

###### ② 公平なルールに基づき成果に応じて付与できる

信託契約書にストックオプションポイント付与規程を添付し、SOの付与根拠を明確化することが可能になります。

###### ③ 発行手続きが一度の事務・登記で済む

発行事務の簡素化、コスト抑制につながります。

#### 3. 信託型ストックオプションの概要

##### (1) 契約締結時

①委託者、受託者、信託管理人兼受益者指定権者（以下「発行会社」という。）の3者間で金銭信託契約を締結します。また、受託者と発行会社との間で新株予約権第三者割当契約を締結します。

②委託者から受託者に金銭を信託します。

③受託者から発行会社に金銭を払い込みます。

④発行会社から受託者にSOを付与します。

⑤受託者が信託財産に係る税金を支払います。

##### (2) 契約終了時

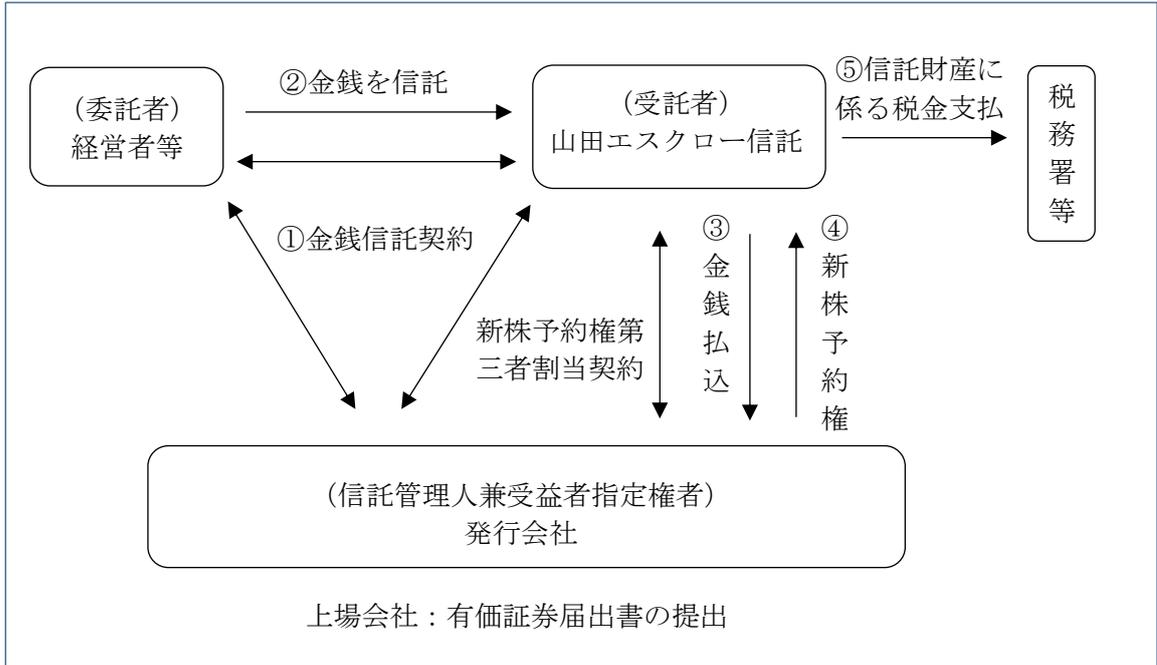
①発行会社から受託者に受益者候補・交付数量を通知します。

②受託者から受益者候補に取得の意思確認を行い、SOを交付します。

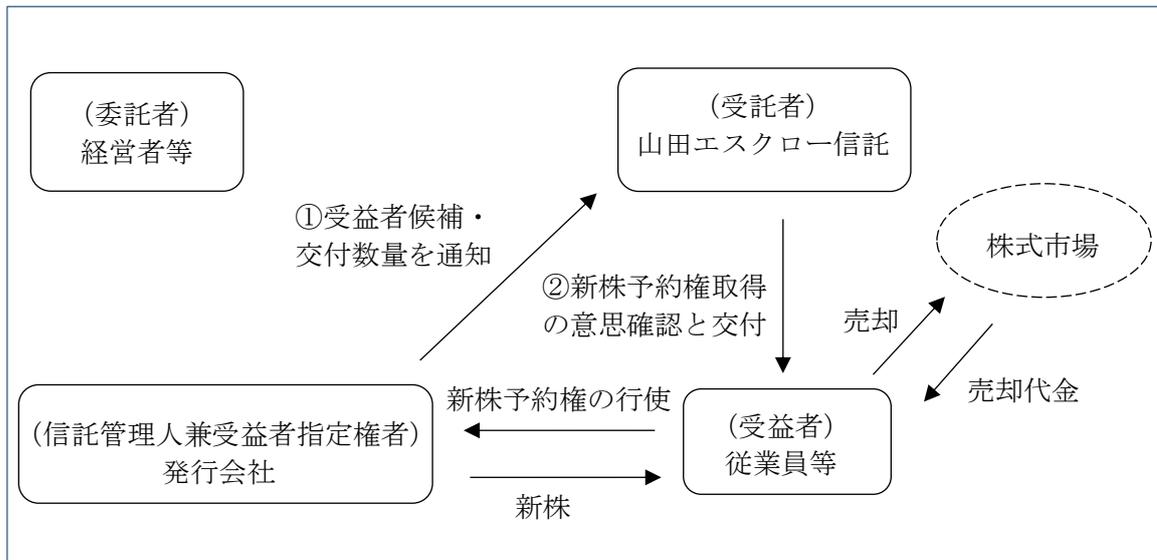
その後、受益者がSOを行使し、発行会社から新株を取得、これを株式市場で売却して売却益を得ます。

4. スキーム図

(1) 契約締結時



(2) 契約終了時



(お問い合わせ先)

株式会社山田エスクロー信託 営業部 TEL 045-325-5081

以上